介護保険料（65歳以上の人）本算定のお知らせ

■ 介護保険料（年額）を7月中旬（予定）に通知します。

介護保険料は、本人・世帯の住民税の課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。

また、確定した介護保険料と、4月の仮徴収・暫定賦課分を差し引いた残りが今後支払う介護保険料となります。

（年額）		（仮徴収・暫定賦課）			（本徴収・以降の納期に振り分け）
確定した令和6年度年間保険料	−	特別徴収	4・6・8月	＝	10・12・2月の3回
		普通徴収	第1・2期		第3・4・5・6期の4回

■ 介護保険料の納め方

○特別徴収（年金からの天引き）

- 65歳以上で、年金を年額18万円以上受けている人。
- 2ヶ月おきに支払われる年金から支払期ごとに保険料が天引きされます。

○普通徴収（納付書、口座振替による納付）

- 特別徴収にならない人。
- 年金が年額18万円未満の人。

  なお、年度途中に65歳となられた人や転入した人で、かつ年金を年額18万円以上受けている人については、当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。
- お支払いは、納付書により役場または町が定める金融機関等で納めてください。また、納付の手間が省ける口座振替が便利です。（詳しくは下記問い合わせ先まで）

■ 介護保険料を滞納していると

地方自治法の督促・滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担が3割になるなどの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
1年6ヶ月以上滞納	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられる場合があります。
2年以上滞納	サービスを利用するときに利用者負担が3割になる場合や、高額介護サービスなどが受けられない場合があります。（利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。）

問 健康推進課 介護保険係　☎57-8591

令和6年度以降の介護保険料が決定しました

65歳以上の人の保険料は、所得の低い人などの負担が大きくならないように、本人や世帯の課税状況、所得に応じて段階的に設定されています。

令和6年度以降の保険料は以下のとおりです。

所得段階		保険料率	年　額	月　額
第1段階	• 生活保護受給者 • 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 • 本人及び世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額等の合計80万円以下の人	0.285	20,862円	1,738円
第2段階	• 本人及び世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額等の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485	35,502円	2,958円
第3段階	• 本人及び世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額等の合計が120万円を超える人	0.685	50,142円	4,178円
第4段階	• 本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、公的年金等収入額と合計所得金額等の合計が80万円以下の人	0.9	65,880円	5,490円
第5段階	• 本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0（基準）	73,200円	6,100円
第6段階	• 本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円未満の人	1.2	87,840円	7,320円
第7段階	• 本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円以上210万円未満の人	1.3	95,160円	7,930円
第8段階	• 本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が210万円以上320万円未満の人	1.5	109,800円	9,150円
第9段階	• 本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が320万円以上420万円未満	1.7	124,440円	10,370円
第10段階	• 本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が420万円以上520万円未満	1.9	139,080円	11,590円
第11段階	• 本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が520万円以上620万円未満	2.1	153,720円	12,810円
第12段階	• 本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が620万円以上720万円未満	2.3	168,360円	14,030円
第13段階	• 本人は住民税課税で、合計所得金額から特別控除額を引いた額が720万円以上	2.4	175,680円	14,640円

※第1～3段階の月額の表示は目安となります。

問 健康推進課 介護保険係　☎57-8591